

9.2 尼崎 自立支援法フォーラム

「尼崎市における地域生活支援の今後」

居宅介護事業 有限会社しえあーど

NPO法人 地域生活を考えよーかい

<http://www.kangaeyo-kai.net/index.html>

李 国本 修慈

問題・課題、疑問・難問だらけの先行き不透明感

支援者(事業者)として…

なんだったのか?社会福祉基礎構造改革。
規制緩和と地方分権がもたらしたものは?。

90年代に全国各地に芽が出た「地域生活支援」
その活動が、こういったカタチで、利用契約制度
(支援費制度)により浮沈していく有り様…。

翻弄される我々、そうならない術は?。

しょうがい者・児といわれる方々への支援者としての
この先…。

少数派といわれる方々への支援を行うにあたって必要なもの

この法律、評価できる点があります。
が、しかし、大きな問題は、人の暮らしに直結する法でありながら、あまりに淋しくも悲しい法であるということ。

誰もが解り難い法律、更に拙速な制度設計によるこの法の目的の不明感が明白…。

必要なモノ 血の通った法律、制度、そして支援する人、
更に地域民。

現在解っている範囲での問題・課題点

ぜんぜん足りない国庫補助額
～ 地域生活支援事業 ～

国庫負担基準額が介護給付費の上限にならないように

審査会の役割は、暮らしの実態に合わせた程度区分判定の為に…

そうして障害者計画の在り方
～ 自立支援協議会の設置 ～

う～ん、、、挙げるときりの無い問題点…

伊丹市では・・・

残念ですが、何も決定していない・・・といった実状です。

05年から始まったモデル事業
「障害児タイムケア事業」

阪神間では唯一の負担軽減策の実施。

平成18年1月には「第二次伊丹市障害者計画」が示されています。

人口192,338人(平成17年12月)の街で、比較的、みなさんの顔が見える自治体のようにも思います。

現在の支援水準を保つとする際に危惧すること ～ 重度心身障害といわれる方への支援について～

あまり議論されていませんが、「重度訪問介護」で、現在の「外出介護」と「身体介護」を括ってしまう危険性。

財源論やより生活実態に合わせた支援論を展開するには、多く(あくまでも「多く」であって「全て」ではない)を現在の「日常生活支援」である「重度訪問介護」にスライドさせていくことに強い反発心はないのですが…(と言っても、事業者スタンスで言うと、今回 = 10月以降も事業収入減は免れない/別紙資料による)。

そういった「重度訪問介護」によって、「長時間」あるいは「断続的」な支援が可能になることは、多くの方にとっては歓迎すべき(?)とも思います。

むしろ知的・精神障害者(児)といわれる皆さんにも、この形態のサービスがあってしかるべきだと思います。

只、大きな問題点は、一日の支援のうちに、長時間、あるいは断続的な支援の合算が長時間(のみ)ではない方……

「日頃は家人の支援により家庭で過ごしているが、ピンポイントのサービスである<入浴介助>などが必要な方で、かつ、日中活動としての長時間支援も必要な方……」

…重症心身障害といわれる方々、…。

尼崎市や西宮市等では、週五日の日中活動が保障されていない方々がいらっしゃいます。

そういった方の支援プランの例として—

1. 日中活動を長時間の介護給付(外出介護)で支援
2. その他の日にはピンポイントの介護給付(身体介護)で支援。

それらをそれぞれ「重度訪問介護」で括ってしまうと、えらいことになります。

8.24資料(障害者自立支援法関係Q&A 参考資料)4ページ、重度訪問介護 に記されている通り、「身体介護」と「重度訪問介護」の併給は例外(しかも同一事業所での提供は不可であるとしています)。

このことは、現状通り(日常生活支援と身体介護の併給関係)ということなんですが、これをそのまま10月以降に適応してしまうのは大きな問題(間違い)であると思います(別紙参照)。

現在の「身体介護」と「外出介護」が、どこに位置付けられるのかを重症心身障害といわれる方の例を持って、明確にすべきであると思います。

支援者として

草の根的な活動者(団体)の出現が、何故か、利用契約制度の始まった2003年以降、減った感があります。

私たち支援者は、この活動によって、地域でのコミュニティや雇用を少しずつですが、形成してきました。

重症心身障害(といわれる方のみならず)といわれる方々の存在(地域で活動・生活をする事)は、我々に、そして地域に、多くの活力を生み出し、そして広がりを書いていくことだと実践の中から強く感じています。

そういった意味からも、こんな時代にこそ、当時のような思想・理念をもって、真の共生・協働を実現できればと思います。

市民として

～ 社会福祉・社会保障システムを如何に～

ほんとに先行きの見えない不透明感

だけど、人々の暮らしは多様化し、少数派の者であろうと、その在り方は尊重され、可能性を広げられる社会であるべきだと思います。

財源論優位で進められる(もちろん大切なことですが)このカタチを如何にそれぞれの人の暮らしに「安心」を感じ得られるモノにしていくのか(できるのか)?ということを考え、私たちもしっかりと構築していく一員であるべきだと強く思います。

MEMO・・・

NPO法人地域生活を考えよーかい
こうのいけスペース

<http://www.kangaeyo-kai.net/index.html>

〒664-0066

兵庫県伊丹市鴻池字車場4-1

グローバル伊丹 101&102&201

李 国本 修慈

kangaeyo@nike.eonet.ne.jp

tel・fax 072-785-7873

050-5000-2639

fax専用 072-771-1203